

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項 3 号及び
会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 8 月 30 日

株式会社海帆
株式会社ワイデン

2024年8月30日

株式交換に係る事後開示事項

名古屋市中村区名駅四丁目15番15号
株式会社海帆
代表取締役 守田 直貴

大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目13番11号
株式会社ワイデン
代表取締役 水嶋 亨

株式会社海帆（以下「海帆」といいます。）と株式会社ワイデン（以下「ワイデン」といいます。）は、2024年7月4日に両社間で締結し、同月12日に変更された株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年8月30日を効力発生日として、海帆を株式交換完全親会社、ワイデンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項3号及び会社法施行規則第190条に基づき開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日

2024年8月30日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- （1） 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）
会社法第784条の2の規定に基づく請求を行ったワイデンの株主はありませんでした。
- （2） 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
会社法第785条の規定に基づく請求を行ったワイデンの株主はありませんでした。
- （3） 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過 (債権者の異議)

該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による各手続の経過 (会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過 (株式交換差止請求)

該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過 (反対株主の株式買取請求)

本件株式交換は簡易株式交換であり、海帆株主による株式買い取り請求はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過 (債権者の異議)

会社法第 799 条の規定による異議を述べた海帆の債権者はいませんでした。

4. 株式交換により株式交換完全親会社が取得した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法施行規則第 190 条第 4 項)

本件株式交換により海帆が取得したワイデンの株式の数は普通株式 2,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) 海帆は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した海帆の株主はございません。

(2) ワイデンは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 7 月 4 日開催の株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 海帆及びワイデンは、2024 年 7 月 12 日に株式交換契約の一部を変更することに合意しました。海帆は当該株式交換契約の変更について同日付で取締役会決議を行い、また、ワイデンは当該株式交換契約の変更について同日付で株主総会の承認を取得しました。また、ワイデンは、株式交換契約の変更により、株式交換の効力発生日が 2024 年 8 月 15 日から同月 30 日に変更されたことから、その旨を官報に公告しました。

(4) 海帆は、本株式交換に際して、本株式交換により海帆がワイデンの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のワイデンの株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する普通株式 1 株につき海帆の普通株式 371.060 株の割合をもって割当交付いたしました。海帆が割当交付した普通株式の合計は 742,120 株です。

(5) 本株式交換により増加した海帆の資本金および準備金は以下のとおりです。

- ① 資 本 金：0円
- ② 資本準備金：会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
- ③ 利益準備金：0円

以 上